# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人金峰会(以下「当法人」という。)の定款第22条及び第8条の 規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。ただし、当法人に常勤監事は置かない。

なお、常勤理事とは理事長ならびに定款第 15 条第 3 項、第 17 条第 2 項に定める業務執行 理事をいう。ただし、業務執行理事については理事会における職務権限等に関し、非常勤理 事との間に何らの区別も設けるものではない。

- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法人法で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称は問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは 明確に区分され別途支給されるものとする。

## (報酬の支給)

- 第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - 2 評議員には定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

#### (報酬等の額の決定)

- 第4条 当法人の全常勤理事の報酬総額は年間 100 万円以内とし、別表第1「常勤理事の報酬表」の とおりとする。
  - 2 当法人の全非常勤役員の報酬総額は、年間 25 万円以内とし、別表第 2 「非常勤役員の報酬表」 のとおりとする。
  - 3 全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とし、別表第3「評議員の報酬」に 定める額とする。

#### (報酬の支給日)

- 第5条 常勤理事の報酬は、施設の給料支給日に、役員手当として支払うものとする。
  - 2 非常勤役員の報酬は理事会出席の都度支払うものとする。
  - 3 評議員の報酬は評議員会出席の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は、日本円通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機 関口座に振り込むことができる。
  - 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 当法人は、役員及び評議員が職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求の あった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うこと ができる。
  - 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人施設の通 動手当支給規程に準ずる。
  - 3 非常勤役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を支払い、その計算方法は当 法人施設の園長に対する旅費支給規程に準ずる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会決議により報告するところを評議員会の決議によって行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し補足が必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。
- 附則 1 本規定は平成 29 年 6 月 18 日評議員会決議により発効し、第 9 条の改廃決議あるまで有効とする。ただし、非常勤役員への報酬支払は平成 29 年 6 月 3 日理事会より施行される。

# 別表第1 常勤理事の報酬

常勤理事の報酬については、本規程第4条第1項に定める全理事の報酬総額を越えない範囲内で、 以下のとおり支給される。

役員呼称	報酬年額	備考	
理事長	480,000円	役員手当として月額4万円	
専務理事 (注)	240,000円	役員手当として月額2万円	
常勤理事	240,000円	役員手当として月額2万円	

# 別表第2 非常勤役員の報酬

非常勤役員の報酬については、本規程第4条第2項に定める全役員の報酬総額を越えない範囲内で、 以下のとおり支給される。

役員呼称	報酬支給額および支給方法	備考
理事	理事会出席の都度、謝金として一人1万円	源泉徴収後
監事	理事会出席の都度、謝金として一人1万円	源泉徴収後

## 別表第3 評議員の報酬

全評議員の報酬については、本規程第8条に定める全評議員の報酬総額を越えない範囲内で、以下のとおり支給される。

呼称	報酬支給額および支給方法	備考
評議員	評議員会出席の都度、謝金として一人1万円	源泉徴収後